

主任技術者及び監理技術者の専任について

令和4年11月18日付けの建設業法施行令の一部改正により、専任の主任技術者及び監理技術者（以下「配置技術者」という。）を必要とする建設工事の請負代金額が引き上げられます。

これに伴い、令和4年12月31日までに契約している工事のうち、請負代金額が3,500万円以上4,000万円未満（ただし建築一式工事の場合は7,000万円以上8,000万円未満）の工事については、令和5年1月1日以降、「専任」の配置技術者を「非専任」とすることが可能になります。

受注者の意向により、配置技術者を「非専任」とする場合は、改めて配置技術者を「非専任」とする旨、書面により提出するようお願いいたします。

問い合わせ先

県土整備部 県土整備政策局

技術調査課 技術基準班

TEL：073（441）3083